

資料提供			
月日（曜日）	担当課	電話番号	担当者
1月13日（水）	危機管理政策課	088-621-2713	勝間・土井

第39回徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催結果について

以下のとおり、第39回徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたしましたので、お知らせいたします。

- 1 日 時：令和3年1月13日（水）19：30～19：45
- 2 場 所：県庁3階 特別会議室
- 3 出席者：知事、副知事、政策監、政策監補、県警本部長、各部局長など計19名
- 4 協議概要：緊急事態宣言の対象地域拡大に係る本県の対応について

■保健福祉部から報告

- 現在の感染者の状況や対応方針について

■危機管理環境部から報告

- 緊急事態宣言の概要について
- 対処方針の改正について
 - ・今回の政府「対処方針」の変更は主に対象区域の変更のみであるため、本県「対処方針」の改正は行わない。
- 感染防止のための呼びかけについて
 - ・本県での高齢者施設におけるクラスター発生を受け、基本的感染対策の徹底と併せて、発熱等の症状がある場合はすぐにかかりつけ医に相談いただくよう、呼びかけを行う。

■知事から次のとおり指示

- 明日から、新たに2府5県が追加となり、11都府県が緊急事態宣言の対象となる。
本県においては、
感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立を持続的に可能としていくため、「新しい生活様式」の社会経済全体への定着を図るための取組みが最も重要となる。
そこで、2点申し上げる。
- 「宣言対象都府県への不要不急の往来」について
 - ・県民の皆様には、このたび宣言の対象に追加された2府5県を含め、緊急事態宣言の対象都府県への不要不急の往来を控えていただくようお願いしたい。
 - ・ただし受験などをはじめ、やむを得ず、緊急事態宣言対象地域に出かける場合は、感染防止対策を徹底し、対象都府県の要請にしたがうこと。
 - ・また、緊急事態宣言対象外の地域を訪問される際にも、訪問先やお住まいの道県のメッセージを事前に確認するなど、十分に注意すること。
 - ・その上で、接触確認アプリや各都道府県のアプリを利用し、通知があった場合は、案内にしたがった上、その地域の保健医療当局に協力すること。
- 県民・事業者の皆様へのお願いについて
 - (1) 事業者の皆様へのお願い
 - ・11日（月）に本県において、高齢者施設でのクラスターが発生したことを踏まえ、
 - ・今回クラスターが発生した施設と同じエリアに所在する施設の職員・利用者に対して、重点的な検査を実施し、感染拡大の封じ込めを行うことに協力いただくこと。
 - ・それ以外の地域においても、県が調達した「検査キット」を事前配布し、少しでも症状がある場合には、必ず、直ちに検査を実施することで、「早期発見・早期封じ込め」につなげていただくこと。
 - ・明日、緊急の施設長会議を開催し、上記のことや感染防止対策の徹底を周知すること。
 - ・政府の「基本的対処方針」において、「飲食の場の感染リスクが高い」とされていることを踏まえ、「感染拡大予防ガイドラインの遵守」、「事業者版スマートライフ宣言やガイドライン実践店ステッカーの掲示」、「とくしまコロナお知らせシステムの登録・掲示」について、周知徹底を図ること。

(2) 県民の皆様へのお願い

- ・「マスクの着用」、「3密の回避」、「手指消毒」など基本的な感染予防策の実践により、今一度気を引き締めた感染対策の徹底をいただくこと。
- ・ご本人やご家族、県外からの帰省や訪問を受けられた方で、体調の悪い方がいる場合は、早めに「かかりつけ医」または「受診・相談センター」に電話で相談いただくこと。
- ・これらについて、あらためて、徹底をお願いすること。

※資料については「安心とくしまホームページ」へ掲載いたします。